

政府の

物価高対応子育て応援手当

のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

安城市「物価高対応子育て応援手当」ホームページはこちら

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/kosodate/teatejyosei2/kosodateouenteate.html>

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。一部例外あり。申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

安城市

①手当のご案内を**令和8年2月2日**に発送します。②希望しない場合や口座解約等振込できない場合のみ、**令和8年2月10日まで**に裏面記載の窓口に**ご連絡ください**。

③児童手当受給口座等へ振り込みます。

子育て世帯

申請が必要な方

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。（平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれの児童）

(1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については10月分）(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）、（2）の児童手当受給者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

安城市からご案内のはがきが届いた方には、令和8年2月18日（水）に児童手当受給口座に支給します。

その他の方については申請書の提出後、市の審査の上、2月下旬以降順次支給します。

注) 児童手当の上乗せ支給ではありません。児童手当の振込とは別に支給されます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 申請が不要な方

児童手当受給口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により**令和8年3月31日まで**に届出がされず振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- (1) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童のうち、令和8年1月21日以降に児童手当の認定に係る申請を安城市で行った方
- (2) 所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- (3) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

申請期限 令和8年3月31日（必着）

ただし令和8年3月中に出生の場合、または3月中に離婚等により児童手当の申請が必要となった場合は**令和8年4月30日（必着）**

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当を受給することができる場合がありますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。受給するために、住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は所属庁の証明が必要なため、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

問合せ先（安城市役所 本庁舎1階）

こども課子育て支援係 3番窓口
電話：**0566-71-2227**
(受付時間：平日8:30～17:15)

問合せ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)

「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに安城市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに安市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。